

社会福祉法人新和会ケアハウス燦光 利用料月額表

令和元年10月1日より適用

階層区分		利用料月額(単位:円)				
段階	対象収入	事務費	生活費		管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000	44,500	十一月 〜 三月は 冬期 加算 有り	18,753	73,253
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000	〃		〃	76,253
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000	〃		〃	79,253
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000	〃		〃	82,253
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,100	〃		〃	85,353
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,100	〃		〃	88,353
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,100	〃		〃	93,353
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,100	〃		〃	98,353
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,200	〃		〃	103,453
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,200	〃		〃	108,453
11	2,400,001 ~ 2,500,000	50,200	〃	1 : 9 6 0 円	〃	113,453
12	2,500,001 ~ 2,600,000	57,200	〃		〃	120,453
13	2,600,001 ~ 2,700,000	64,300	〃		〃	127,553
14	2,700,001 ~ 2,800,000	67,600	〃		〃	130,853
15	2,800,001 ~ 2,900,000	67,600	〃		〃	130,853
16	2,900,001 ~ 3,000,000	67,600	〃		〃	130,853
17	3,000,001 ~ 3,100,000	67,600	〃		〃	130,853
18	3,100,001円以上	67,600	〃		〃	130,853

- 1 毎月の利用料(事務費、生活費、管理費)は前年の収入によりこの表から決定され、翌月の18日にお支払いいただきます。
(この表は毎年、国の基準により見直しされます。)
- 2 この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額をいいます。
- 3 当施設の管理費の徴収は分割方式とし、施設設置に要した費用の償還に充て、20年で終了します。
- 4 居室で使用する電気、電話、水道の料金は、その使用量に応じて利用料金と併せて請求いたします。
- 5 保証金として入居時に240,000円をお預かりいたします。但し、退居時に室内クリーニングや補修など原状復帰を行ったのち残金がでた場合は返還いたします。
なお、部屋の傷みが激しい場合、追加請求が発生する場合があります。

(令和元年9月改定)